

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
研究倫理審査委員会規程

## 国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究倫理審査委員会規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）における人を対象とする医学系研究及び研究関連事業（以下「研究等」という。）について倫理性及び科学的妥当性の審査を行うとともに、世界医師会ヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）その他の各種行政指針に沿った、研究等に関する適切な倫理的配慮について必要な審議を行うことを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、理事長はセンターに「研究倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

### (用語の定義)

- 第2条 この規程における「人を対象とする医学系研究」、「侵襲」、「介入」、「試料・情報」、「研究対象者」及び「研究者等」の定義は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」第2に規定するとおりとする。
- 2 この規定における「負担」、「リスク」及び「利益」の定義は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（平成27年2月9日文部科学省・厚生労働省）第1に規定するとおりとする。

### (委員会の審査・審議理念)

- 第3条 委員会は、審査・審議を行うにあたっては、中立的かつ公正に行い、特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。
- (1) 研究対象者の保護及び権利の擁護（プライバシー・個人情報の保護を含む。）
  - (2) 侵襲・介入の内容・程度と予期されうる研究対象者が負うリスクと負担
  - (3) 研究等から期待される社会的・科学的利益(医学的貢献度)
  - (4) 研究対象者（その家族を含む。）の自律的な意思の尊重
  - (5) 研究等の透明性・公正性の確保と説明責任
  - (6) 研究等に係る研究者等及び委員会委員の利益相反
  - (7) 委受託契約、共同研究契約、material/data transfer agreements (MTA/DTA) の内容の公正性・妥当性及び研究等の内容との整合性
  - (8) 研究等に伴って発生したことが疑われる有害事象の内容・程度
  - (9) 計画書において定められた方法・手順からの逸脱

### (委員会の業務)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 理事長から研究の実施の適否について意見を求められた場合に、倫理的観点及び科学的観点から、センター及び研究者等の中立的かつ公正に審査・審議を行い、理事長に対して、意見を述べる業務
  - 二 「倫理指針に対する不適合事案の対応等に関する規程」に基づいて内部調査委員会から指針不適合が疑われる課題について意見を求められる場合は、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究等の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査をし、内部調査委員会に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究等に関し必要な意見を述べる業務（国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程（平成27年3月30日規程第131号）が適用されるものは除く。）
  - 三 第18条第1項に規定する付議不要の確認を行う業務

四 前各号に掲げるもののほか、研究等の適切な実施のために必要な意見を述べる業務

2 この規程に定めるものの他、前項第二号に掲げる調査に関する必要な事項については、別に理事長が定める。

(審査・審議の対象となる研究等)

第5条 この規程による委員会の審査・審議の対象となる研究等（研究等の実施状況、有害事象状況及び研究等の成果の公表を含む。本条及び次条において同じ。）は、次の各号に掲げる行政指針（以下「指針」という。）のいずれかの適用を受ける研究等とする。

一 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）

二 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）

三 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）

四 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）

五 ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）

2 前項に掲げる指針が適用される研究等に関して、委員会は、厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest: COI）の管理に関する指針（平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決）が遵守されていることを確認しなければならない。

3 次に掲げる各号に該当する研究等は、委員会の審査・審議の対象としない。ただし、第3号③に掲げるもののみを用いる研究にあっては、匿名加工情報又は非識別加工情報の取扱いに関して委員会の審査・審議の対象とする。

一 法令の規定により実施される研究

二 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究

三 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

① 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

② 既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）

③ 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報

④ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）第2条第3項に規定する匿名加工医療情報

四 次に掲げる事項についての規定を含む委受託契約に基づき、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみセンター職員が受託する場合であって、当該受託業務の内容を含む計画等について、委託元機関において適切な倫理審査を経て実施についての承認がすでに得られているもの

① 当該受託業務を行うセンター職員によるデータ・個人情報の安全管理措置

② 当該受託業務を行うセンター職員の守秘義務

③ ①が法令に則り実行されていることについての委託元機関による監督方法

五 教育活動の一環と解される以下のいずれかに該当するもの

① 症例報告

② 専門医等資格の取得・更新に際して求められるケース・レポート作成

③ 教科書の執筆・作成等における症例記述

④ 業務改善活動の報告

4 国立研究開発法人国立循環器病研究センター病院倫理委員会規程（平成28年委員会規程第63号）

第2条に規定する病院倫理委員会の所掌事項については原則として委員会の審査・審議の対象としない。ただし、必要に応じて同委員会と連携、協議その他を行うことは妨げない。

5 職業倫理については、委員会の審査・審議の対象としない。

6 第3項第3号から第5号までに掲げる研究等については、センター職員からの特段の求めがあった場合に、委員会での審査・審議の対象とすることを妨げられない。

(規程の適用を受ける者)

第6条 この規程の適用を受ける者は、前条第1項に定める研究等を実施、継続又は計画しようとする次の各号に掲げる者をいう。

(1) センター役職員(常勤・非常勤を問わない。)

(2) センター併任職員(客員を含む。)

(3) その他、センターでの審査・審議を希望する他機関所属の者

ただし、他機関所属の者については、所属する機関が発行する研究倫理審査依頼書を理事長宛てに提出するものとする。

2 この規程の適用を受ける者は、1年に1回、社会的・科学的妥当性を含む倫理的観点からの研究等に必要な知識を修得するため、適切な教育・研修を受けなければならない。

(委員会の組織)

第7条 委員会の構成は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。その場合、第1号から第3号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(1) 医療・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること

(2) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること

(3) 研究対象者の観点も含めて、一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること  
(なお、センターの現職員・元職員はこれに該当しない。)

(4) センターに所属しない者が複数含まれていること

(5) 男女両性で構成されていること

(6) 委員数は5名以上であること

2 遺伝子治療等臨床研究に関する審査・審議を行う場合は、委員会の構成は、前項に掲げる要件に加えて、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。その場合、各号に掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(1) 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学、病理学等の専門家が含まれていること(ただし、前項第1号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(2) 遺伝子治療等臨床研究の対象となる疾患に係る臨床医が含まれていること(ただし、前項第1号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(3) 法律に関する専門家が含まれていること(ただし、前項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(4) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含まれていること(ただし、前項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

3 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究の実施に関する審査・審議を行う場合は委員会の構成は、第1項に掲げる要件に加えて、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。その場合、第1号から第4号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(1) 生物学の専門家が含まれていること(ただし、第1項第1号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(2) 生殖医学の専門家が含まれていること(ただし、第1項第1号に掲げる者として含まれる場合を

除く。)

(3) 法律に関する専門家が含まれていること（ただし、第1項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(4) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含まれていること（ただし、第1項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(5) 研究責任者の三親等以内の親族が含まれていないこと

(6) 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていること

4 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究における配偶子の提供に関する審査・審議を行う場合は、委員会の構成は、第1項及び前項に掲げる要件に加えて、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 配偶子の提供機関に所属する者以外の者が2名以上含まれていること

(2) 主治医その他の配偶子の提供に関係する者が含まれていないこと

5 ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する審査・審議を行う場合は委員会の構成は、第1項に掲げる要件に加えて、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。その場合、第1号から第5号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(1) 生殖医学の専門家が含まれていること（ただし、第1項第1号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(2) 遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する専門家が含まれていること（ただし、第1項第1号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(3) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含まれていること（ただし、第1項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(4) 法律に関する専門家その他人文・社会科学の有識者が含まれていること（ただし、第1項第2号に掲げる者として含まれる場合を除く。)

(5) 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていること

(6) 提供者の生殖補助医療に主として関わった医師その他のヒト受精胚の提供に携わる者が審査に参加しないこと。

6 委員の委嘱は、理事長が行う。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長、並びに迅速審査委員)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議事の進行を行う。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在、事故又は委員長自らが関与する研究等であること等を理由として、その職務を適切に遂行することができないときは、委員長の職務を代行する。

6 委員長又は副委員長以外の委員のうち、センター職員である委員全員を迅速審査委員とする。

(委員会の成立要件)

第9条 委員会は、出席する委員の構成が第7条第1項から第5項までに掲げる要件を満たさなければ、議事を開き議決することができない。この場合、次条第3項の規定により特定の研究等の審査及び採決への関与又は委員会への出席が認められない委員については、当該研究等の審査・審議及び採決に関しては、出席する委員に含めない。

#### (委員の責務)

- 第10条 委員は、その職務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、又は委員会及び理事長の承認をあらかじめ得ることなく外部に漏らしてはならない。委員の職を辞した後も同様とする。
- 委員は、委員会の審査・審議の対象となる研究等に関して、第3条に掲げる観点から、重大な懸念や疑義が生じた場合には、速やかに委員長及び理事長に報告しなければならない。
  - 委員は、自らが計画、実施又は公表成果に関与する研究等についての委員会の審査及び採決に関与し、又は委員会に出席してはならない。
  - 委員は、委員会の審査・審議の対象となる研究等の中に前項に該当する研究等がある場合には、あらかじめ当該研究等への自らの関与について委員会に申告しなければならない。
  - 委員は、委員就任後速やかに、及び就任後は1年に1回、社会的・科学的妥当性を含む倫理的観点からの審査・審議に必要な知識を修得するため、適切な教育・研修を受けなければならない。

#### (委員会での受審手続き)

- 第11条 研究等を実施、継続又は変更しようとする者は、あらかじめ理事長に申請してその許可等の必要な措置の決定を受けなければならない。
- 前項の措置の決定を受けようとする研究者等（以下「申請者」という。）は、申請にあたり、事前に臨床研究開発部にて、第24条に定める臨床研究開発部長の事前審査を受け、第25条に定めるところにより審査料を支払ったうえで、必要な書類を理事長に提出しなければならない。
  - 理事長は、提出された申請に対する措置内容を決定する前に、委員会へ審査・審議を依頼し、委員会の判定を求めなければならない。
  - 前項の規定にかかわらず、理事長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究等を実施する必要があると判断する場合には、委員会の判定を求める前に許可を決定することができる。なお、この場合においては、理事長は許可後遅滞なく委員会の判定を求めるとともに、当該判定に基づき速やかに適切な対応を図らなければならない。
  - 委員会で審査・審議を受けるに際して必要な提出書類は、委員会が別途定める。
  - 第19条第1項又は第2項に基づき、倫理審査又はそれ以降の審査・審議を含む管理を他機関に委任する場合には、本条は適用しない。

#### (委員会の開催)

- 第12条 委員会は、前条に基づき理事長から判定を求められた場合、第9条に定める会議の成立要件を満たしていることを確認のうえ開催する。
- 前項の規定にかかわらず、次条に定める判定以外の事項について審議の必要がある場合には、委員長が委員会を招集し、開催することができる。この場合、第9条に定める会議の成立要件をできる限り満たしていることが望ましいが、満たしていない場合であっても開催は認められる。この場合には、審査は認められない。
  - 委員会は、審査・審議を行うにあたって、申請者から申請内容等の説明を受け、必要な場合には参考人の意見を徴することができる。
  - 委員会は、原則として非公開とする。
  - 理事長又は委員長が許可又は指名した場合は、委員、委員会事務局、申請者又は参考人以外の者もオブザーバーとして出席することができる。
  - オブザーバーは、委員長が許可を与えた場合に限り発言することができる。
  - オブザーバーは、次条に定める委員会の判定に参加する権限を有しない。

(委員会の判定)

第13条 委員会の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、審議を尽くしてもこれにより決し難い場合は、委員長の判断により、出席した委員の3分の2以上の合意をもって決することができるものとする。その場合にあっても、委員長及び委員は、少数意見についても尊重し、可能な限り出席委員全員の合意を得るように努めるものとする。

2 判定は、次の各号に掲げる表示による。

(1) 適

(1-2) 修正確認後に適

(2) 条件付適 (一定条件下での実施・継続のみ適)

(2-2) 修正確認後に条件付適

(3) 継続審議

(4) 不適

(5) 停止・中止の勧告

(6) 既適判定の取り消し

(7) 非該当

3 委員会の判定結果(次条に基づくものを含む。)は、委員会後遅滞なく、委員会事務局から理事長へ報告するとともに、センターの患者を研究対象者に含む研究については病院長へ、その他の研究については研究責任者が本務として所属する組織の長(病院長、研究所長またはオープンイノベーションセンター長)に報告しなければならない。

(修正確認を要する適判定の場合の手続き)

第14条 委員長は、前条第2項第1-2号及び第2-2号の判定を下した場合は、成就すべき適判定要件の具体(修正指示内容)について明示のうえ、当該判定を下した委員会の終了までに、当該研究等について必要な修正の確認を担当する委員1名を指名しなくてはならない。

2 前項の指名を受けた委員(以下「指名委員」という。)は、委員会の修正指示内容に従い申請者が適切な修正を行い、委員会の示した適判定要件が成就しているか否かについて確認し、その結果を速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。

3 指名委員によって適判定要件が成就していることが確認された場合は、その結果が委員会事務局へ報告された時点をもって、当該研究等に対して前条第2項第1号又は第2号に掲げる表示による判定を委員会として与えたものとする。

4 指名委員によって適判定要件の不成就が確認された場合は、その結果が委員会事務局へ報告された時点をもって、当該研究等に対して前条第2項第4号に掲げる表示による判定を委員会として与えたものとする。

5 第3項及び前項に定める確認・判定の結果については、直近の委員会において委員会事務局から委員会に対して報告を行うものとする。

(迅速審査)

第15条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する研究等の判定については、指針に定めのある場合には指針に基づく迅速審査での取扱いができるものとする。

<委員会での既適事項の変更に関する申請の場合>

(1) 以下に掲げる事項についての計画書、説明文書、記入様式等の軽微な変更及びこれらに類する軽微な変更(ただし、研究対象者への侵襲又は負担及びリスクが増大しない範囲で、かつ、研究等の実施方法に無関係な範囲での変更に限る。)

- ア 研究等の担当者・協力者の異動又は職名変更に伴う、担当者・協力者の変更、追加又は削除
- イ 研究等の期間の軽微な延長又は短縮（ただし、当初の研究等の期間の2倍を超える期間への延長又は2分の1を下回る期間への短縮の場合を除く。）
- ウ 共同研究機関・協力機関・委受託機関の追加又は削除（ただし、研究等の内容変更を伴う場合を除く。）
- エ 誤字・脱字の修正、挿絵・レイアウトの変更及びこれらに類する書式変更
- オ その他委員会が特に定めるもの

#### <新規申請の場合>

- (2) 他機関との共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた計画と同一の内容のもの又はその一部を、センターにおいて分担して実施しようとする場合の研究等の計画の審査（ただし、主たる機関での承認を受けた計画の内容からでは、センターでの実施内容、方法又は研究対象者や試料・情報の取り扱いが不明確である場合を除く。）
  - (3) 研究対象者に対する侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの又は侵襲を伴うが研究対象者の負担・リスクが軽微な研究であって介入を行わないものに関する審査
  - (4) 医薬品・医療機器・再生医療等製品以外による介入を行う研究等のうち、研究対象者に対する侵襲を伴わない又は侵襲を伴うが対象者の負担・リスクが極めて小さく社会的に明らかに許容されると通常みなされるものに関する審査
- 2 迅速審査委員は、前項に掲げる要件のいずれかに該当するかどうかについて確認を行った後、以下の各号に示す表示により迅速審査による判定を下さなければならない。なお、前項に掲げる要件のいずれかに該当している場合であっても、迅速審査を行うことが適当ではないとの判断に基づき第3号の判定を下すことを妨げられない。
- (1) 適（迅速審査）
  - (2) 不適（迅速審査）
  - (3) 要通常審査
- 3 前項第1号の判定を受けた研究等は委員会による第13条第2項第1号（「適」）又は第2号（「条件付適」）の判定を受けたものとして、前項第2号の判定を受けた研究等は委員会による第13条第2項第4号（「不適」）の判定を受けたものとして取り扱う。
- 4 第2項第3号の判定を受けた研究等は、第13条に定める委員会での判定に付されなければならない。
- 5 迅速審査委員は、自らが行った迅速審査による判定の結果を、速やかに委員会事務局に報告しなければならない。
- 6 委員会事務局は、迅速審査による判定の結果を遅滞なく取りまとめ、理事長に報告するとともに、センターの患者を研究対象者に含む研究については病院長へ、その他の研究については研究責任者が本務とする所属する組織の長（病院長、研究所長またはオープンイノベーションセンター長）に報告しなければならない。
- 7 迅速審査委員は、自らが行った迅速審査による判定の結果を、直近の委員会において報告しなければならない。
- 8 委員会は前項の報告を受けて、迅速審査による判定の結果に対して疑義がある場合は、理由を付した上で、改めて第13条に定める委員会での判定を行うことができる。
- 9 第6条第1項第3号に定めるセンターでの審査・審議を希望する他機関所属の者からの申請についても、同様に取り扱うことができるものとする。

(措置内容の決定と結果の通知)

第16条 理事長は、委員会の判定を尊重して、申請された研究等について実施の許可等の必要な措置内容を決定しなければならない。

- 2 理事長は、前項に掲げる措置内容の決定に当たり、委員会が第13条第2項第1号、第2号若しくは第7号又は前条第2項第1号の判定を提示した場合を除き、当該研究等の実施又は継続等を許可してはならない。なお、委員会が第13条第2項第1-2号、第2-2号の判定を下した研究等については、同条第3項に定める手続きを経たことを確認の後に、措置内容を決定するものとする。
- 3 理事長は、決定した措置内容について書面をもって申請者に速やかに通知しなければならない。なお、措置内容が第13条第2項第1号（「適」）又は前条第2項第1号（「適（迅速審査）」）である場合を除き、当該措置の理由を含めて、審議内容又はその概要を当該書面に記載しなくてはならない。
- 4 理事長は、委員会の判定とは異なる措置内容を決定した場合は、その旨を速やかに委員会に報告するものとする。
- 5 前条第7項に基づき、迅速審査判定の結果に対して改めて委員会が判定を行い、迅速審査判定と異なる判定を下した場合、理事長は、委員会での判定に基づき、措置内容を決定（既に迅速審査判定に基づき措置内容を決定している場合は、措置内容の変更を決定）し、第3項の規定に基づき申請者に速やかに通知しなければならない。
- 6 理事長は、第24条に定める審査料が支払われていない申請について、支払期日が未だ到来していない場合に支払いが行われることを許可の要件として付すこと、支払期日が到来している場合に支払いが行われるまで措置内容の決定若しくはその通知を保留すること、既に行った措置内容の決定を取り消すこと又は当該申請に係る研究等の中止・終了の措置を行うことができる。
- 7 実施の許可等の措置内容については、委員会事務局より臨床研究監査室に速やかに通知するものとする。

（異議申立て）

第17条 申請者は、理事長による措置内容の決定に不服がある場合には、当該決定に対する異議を理事長へ申し立て、委員会による再審査を求めることができる。

- 2 異議申立てに係る申出書その他の様式は、委員会事務局が別途定める。

（付議不要）

第18条 申請者は、第5条に定める委員会による審査・審議の対象となる研究等に該当するか否かの事前の確認（以下「付議不要確認」という。）を求めることができる。

- 2 付議不要確認は、迅速審査委員が行う。
- 3 前項の確認を受けた研究等は委員会による確認を受けたものとして取り扱う。
- 4 付議不要確認を求める申請者は、委員長が別途指定する書類一式を委員長に提出しなければならない。
- 5 付議不要確認により、委員会による審査・審議の対象外であることが確認された研究等については、委員会における審査・審議及び理事長による措置決定を要しない。
- 6 付議不要確認の結果は、委員長から申請者へ遅滞なく報告するものとする。
- 7 第6条第3号に定めるセンターでの審査・審議を希望する他機関所属の者からの申請については、本条の規定は適用しないものとする。

（他機関における倫理審査への委任）

第19条 理事長は、第6条第1号及び第2号に掲げるセンター職員から、他機関が設置する倫理審査委員会への倫理審査受審の求めがある場合は、当該倫理審査委員会に対して倫理審査及びそれ以降の

審査・審議を含む管理について委任することができる。

- 2 理事長は、委員会で適判定した研究等について、他機関の設置する倫理審査委員会による管理に委ねることがより適切であると委員会が判断した場合は、当該研究等に関するそれ以降の審査・審議を含む管理について、当該倫理審査委員会に委任することができる。
- 3 理事長は、前二項に基づき他機関が設置する倫理審査委員会への委任を行う場合には、必要に応じて当該研究等の責任者その他と協議のうえ、当該機関の長に宛てた倫理審査委任状を作成し、第1項の他機関が設置する倫理審査委員会への倫理審査受審の求めを行ったセンター職員に対して、また第2項の当該研究等の責任者に対して、速やかに交付するものとする。
- 4 第1項又は第2項に基づき他機関が設置する倫理審査委員会への委任を行った研究等の場合も、第16条、第17条、第23条及び第24条の規程を準用する。
- 5 理事長は、委任先の倫理審査委員会に対して、又は必要に応じて当該委任を求めたセンター職員に対して、委任先である他機関が設置する倫理審査委員会による審査・審議が行われるごとに、当該審査・審議の内容について速やかに報告させるものとする。

(他機関からの倫理審査の委任)

- 第20条 理事長は、第6条第3号に掲げる他機関所属の者より、委員会への審査・審議の求めがある場合には、以下の各号の条件を満たす場合に、受理することができる。
- 一 第5条第1項の各号に定める指針の適用をうける研究計画の場合。
  - 二 当センター委員会に審査を依頼する理由等を明記した当該所属機関の長が発行する倫理審査依頼書を理事長宛に提出する場合。
- 2 当センター委員会に審査・審議の求めについて、委員会事務局にて、前号の条件について確認し、理事長に報告する。
  - 3 理事長は、審査・審議の求めについて、受諾の有無を当該所属機関の長に通知する。受諾する場合には、当センター委員会にて審査に必要な申請書類、添付資料、審査手数料に関する事項等を併せて通知する。

(審議内容及び審査結果の取扱い)

- 第21条 審議の経過及び審査の判定結果を含む議事内容については、少数の委員による反対意見がある場合はそれらを含めて記録を作成し、議事録とする。
- 2 議事録とは別に、議事録を要約した議事要旨を作成する。議事要旨は、委員会及び理事長の承認を得た上で、決定された措置内容と併せて、遅滞なくセンターのホームページその他において公表する。
  - 3 前項に定める公表とは別に、委員会の開催状況及び審査・審議の概要については、委員会運営に係る手順書及び委員名簿とともに、指針の定めに従い年1回以上、厚生労働省、文部科学省及び日本医療研究開発機構による「研究倫理審査委員会報告システム」において公表しなければならない。ただし、委員会が非公開とすることが必要な内容と判断したものは、公表に際して、審査の概要の当該内容に係る部分をマスキングする等の処理を行うものとする。

(議事録、資料、記録等の保存期間及び保管場所)

- 第22条 議事録及び議事要旨（電磁的記録を含む。）は、審査・審議資料一式とともに、理事長による措置内容の決定を得た日から10年を経過した日又は当該研究等の終了について報告される日（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究等であって介入を伴うものについては、当該研究等について報告された日から5年を経過した日）のうちいずれか遅い方までの間保存する。
- 2 保存の方法は、センター文書管理規程（平成22年4月1日規程第36号）に則るものとする。
  - 3 保管の場所は、文書については委員会事務局が管理する区域内に指定された施錠可能な空間又は保

管庫内、電磁的記録についてはユーザー登録された使用者のみが使用可能な電子計算機内又はセンターが契約もしくは利用が許可された約款による外部サービスとする。

#### (実施状況等の確認と報告)

- 第23条 研究者等は、理事長から実施の許可を受けた研究等の実施状況については少なくとも1年に1回、また、研究等を中止又は終了した場合はその旨を当該事実の発生後遅くとも3か月以内に、委員会及び理事長に報告しなければならない。
- 2 研究に関連して有害事象が発生した場合には、速やかに委員会及び理事長に報告しなければならない。
  - 3 報告に際して必要な提出書類（書式を含む。）は、委員会事務局が別途定める。
  - 4 委員会は、少なくとも1年に1回、研究等で収集され、センターが保有する試料・情報の使用・管理状況等について、確認しなければならない。
  - 5 委員会は、前項に掲げる確認において、疑義が生じた場合、あるいは調査等が必要であると判断した場合は、理事長に対してその旨を報告しなければならない。
  - 6 理事長は、委員会から前項の報告を受けた場合は、速やかに適切な対応をとらなければならない。
  - 7 委員会及び理事長が、第2項から前項までの規定に基づき確認、報告又は対応を行う場合は、研究等個人情報管理室がそれに協力するものとする。

#### (研究計画の指導)

- 第24条 申請者は、申請に先立って、臨床研究開発部にて、研究課題ごとに、研究計画全般の指導を受け、臨床研究開発部長の承諾を受けなければならない。なお、研究計画書とは、研究実施計画書・研究説明文書・承諾書をはじめ、各種手順書、契約書等、当該研究に必要な書類一式とする。
- 2 申請者は、申請に先立って、研究課題ごとに、必要に応じて以下の各号に示すセンター内のコンサルテーションサービスを活用するよう努めるものとする。
    - (1) データサイエンス部：臨床研究の統計的検討、データマネージ、品質管理、モニタリング・監査等に関する相談
    - (2) 産学連携本部：臨床研究の知的財産権、金銭的利益相反、契約に関する相談
    - (3) バイオバンク：バイオバンク試料・情報等を用いた研究のデザイン・実施等に関する相談
    - (4) 医学倫理研究部：臨床研究の倫理面に関する相談
  - 3 申請者は申請するにあたって、第一項に定める指導を受け、臨床研究開発部長の承諾された旨の書面を提出しなければならない。

#### (審査料)

- 第25条 申請者は、前条に定める事前確認の承諾後、新規課題については、センターに審査料を支払うものとする。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する報告等又は研究等には適用しない。
    - (1) 第13条及び第15条に定める委員会の判定に直接関わらない事項についての審議
    - (2) 第23条第1項に定める実施状況及び中止又は終了の報告、有害事象報告、プロトコールからの逸脱報告並びにこれらに類する報告
    - (3) 第18条第1項に定める審査・審議の対象外であることが確認された研究等
  - 3 この規程に定めるものの他、審査料の額、審査料の支払の期日及び支払手順その他審査料に関し必要な事項については、別に理事長が定める。

#### (庶務・管理)

第26条 委員会に事務局を置き、委員会に関する事務は、委員会事務局が行う。

2 委員会事務局は、研究振興部研究医療課研究審査室をもって充てる。

(その他)

第27条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関する実務事項（書式及び手順書を含む。）については、委員会事務局が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規程は、廃止前の旧規程に基づき審査を受けた又は審査途中の研究等にも適用する。ただし、附則第14条第7項、第23条及び第24条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行し、この施行までの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年規程第287号）

(施行期日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。